

【別紙1】復興増税の充当について

総務部財政課

【基本的な考え方】

- 増税の趣旨として、「平成二十三年度から平成二十七年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため」(東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律第一条抜粋)と定められていることから、平成26年度の増収分(見込額75,000千円)は、防災・減災を目的として実施する事業に充当する。

平成26年度充当事業

(千円)

事項及び事業内容	H26予算額 (一般財源分)
屋外備蓄倉庫整備事業 屋外備蓄倉庫の整備を進める。	2,744
津波対策推進事業 沿岸部及び避難所周辺の蓄電型照明設備の整備による津波避難路停電対策や津波避難誘導標識等の増設などを行う。	5,590
公立保育所移転事業 津波浸水地域に所在する材木座及び稲瀬川保育園を統合し、旧鈴木邸跡地に移転する。	18,404
公共建築物の耐震化事業 鎌倉体育館、中央図書館、笛田公園管理事務所の耐震化対策(耐震診断、設計等)を実施する。	6,496
岩瀬下関防災公園街区整備事業 防災公園街区整備事業として、用地取得、施設整備を行う。	33,555
腰越出張所の建て替え工事 老朽化による建て替え工事を行う。	8,211
合計	75,000

※岩瀬下関防災公園街区整備事業については、予算一般財源分92,019千円のうち、33,555千円に対して充当する。